

市第35号議案

現在、我が国は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に全力で取り組んでいる。

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が制定され、本市では、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税の均等割に500円加算するなど、この法律が制定された趣旨に基づき震災対策を着実にを行うための財源を確保し、平成27年度までに耐震対策を初め、計画的に防災・減災対策を推進することが喫緊の課題となっている。

厳しい財政状況のもと、市民の安心・安全を守るため新たな市民負担を求めようとするものであるが、国においては消費税率を段階的に引き上げることが決定され、市民生活への影響が懸念される所であり、現下の厳しい経済情勢を直視すると、市民の十分な理解を得る努力が必要である。

そこで、新たな市民負担を導入するに当たっては、市会と密接な連携を図るとともに、次の事項について特段の努力を払われたい。

- 1 本条例改正の趣旨を市民に十分説明し、市民の理解を得るよう努めること。
- 2 現在進めている新たな本市の大規模地震被害想定を早急に定め、着実に震災対策を推進するとともに、その状況を必要な都度市民に公開すること。
- 3 行政改革を一層推進し、特に事務事業については、徹底した見直しを行うこと。
- 4 用途廃止された市有地や活用される見込みのない市有地の積極的な売却及び貸し付け等により財源確保に努めること。
- 5 外郭団体のあり方や補助金等財政支援の見直し、及び保有資産の適正化が図られるよう取り組むこと。